

基礎控除などを引き上げ

市税条例が一部改正されました

四月二十三日に市議会臨時会が開かれ、市税条例の一部改正されました。これは、さきの国会で地方税法が一部改正されたことに伴うものです。主な改正点は、個人市民税の基礎控除額の引き上げ、障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税限度額の引き上げ、法人市民税の均等割の税率の引き上げ などとなっています。

個人市民税

●住民負担の軽減と所得税減税に対応し、基礎控除額などが左の表のように改正されました。

●障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税限度額が改正されました。非課税限度額は、所得金額八十万円から百万円になりました。

●所得割の非課税限度額も改正されました。これまでは、

●個人市民税の控除額

基礎控除	22万円を26万円に
配偶者控除	22万円を26万円に
老人配偶者控除	23万円を27万円に
同居特別配偶者	25万円を30万円に
扶養控除	22万円を26万円に
老人扶養親族	23万円を27万円に
同居特別障害者	25万円を30万円に
同居老親等	26万円を31万円に
障害者控除	21万円を24万円に
特別障害者控除	23万円を26万円に
老年者控除	21万円を24万円に
寡婦(夫)控除	21万円を24万円に
勤労学生控除	21万円を24万円に

●法人市民税均等割

資本金の金額	従業員数	税率
50 億円 超	50 人 超	150万円を300万円に
10 億円 超 50 億円 以下	50 人 超	100万円を175万円に
10 億円 超	50人以下	27万円を40万円に
1 億円 超 10 億円 以下	50 人 超	10万円を15万円に
1 億円 超 10 億円 以下	50人以下	8万円を12万円に
1000 万円 超 1 億円 以下	50 人 超	2万7000円を4万円に
1000 万円 超 1 億円 以下	50人以下	
1000万円以下	50 人 超	
1000万円以下	50人以下	

●均等割の非課税基準が改正されました。非課税基準の算定の基礎となる金額を二十万円から二十二万四千円に引き上げるものです。

●法人市民税の均等割が、左の表のように改正されました。

●区分所有家屋(マンション)

法人市民税

軽自動車税

●軽自動車税

区 分	税 率
原 動 機 付 自 転 車	
50cc 以下	700円を1000円に
50cc 超 ～ 90cc 以下	1100円を1200円に
90cc 超 ～ 125cc 以下	1450円を1600円に
軽自動車及び小型特殊自動車	
二 輪 の も の	2200円を2400円に
三 輪 の も の	2850円を3000円に
四輪以上の乗用のもの	
営 業 用	5200円を5500円に
自 家 用	6500円を7200円に
四 輪 以 上 の 貨 物	
営 業 用	2900円を3000円に
自 家 用	3650円を4000円に
専ら雪上を走行するもの	2200円を2400円に
小 型 特 殊 自 動 車	1450円を1600円に
農 耕 作 業 用 自 動 車	4300円を4700円に
二 輪 の 小 型 自 動 車	3650円を4000円に

等)の管理組合法人等が、法人均等割の対象に加えられることになった。

昭和五十四年以来据え置かれていた軽自動車税の税率が、右の表のようにそれぞれ改正されました。

このほかの主な改正事項は次のとおりです。

- 個人年金保険料の別枠控除制度の創設(昭和六十年年度から)
- 所得割の賦課制限
- みなし法人課税の特例の延長(昭和六十四年度まで)
- 配当所得に係る課税の特例を昭和六十二年度まで延長
- 徴収猶予の廃止(法人の分)



東北横断自動車道対空標識設置予定箇所

交通災害共済加入申し込み受付中

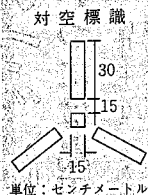
「一日一円」の交通災害共済の加入はお済みでしょうか。この共済は、不幸にして交通事故に遭った人たちに、県内の加入者相互で助け合う制度です。三月に区長さんを通じて多くの皆さんから加入していただきましたが、まだ加入されていない人もおられます。途中で加入ができますので、希望される人は、区長さんを通じて配布された申込書を持参のうえ、市役所市民課の番の窓口へお申し込みください。



20歳の記念に20kmを踏破

4月21日から22日にかけて「ふくろうハイキング」が行われました。昨年と一昨年は、悪天候のため中止になっており、3年振りの復活となりました。また今回は、新しい試みとして成人式実行委員会の皆さんも企画に参加。新成人だけを対象に、歩く距離も以前より少ない20kmとし、途中、レクリエーションなどで交流を深めようというものです。

総勢80人の「ふくろう部隊」は、夜9時30分に市民会館を出発。寒い闇夜もなんのその、元気に歩きます。新開中ではキャンプファイヤーを行う予定でしたが、あいにくの強風のため、体育館でのキャンドルサービスに変更。フォークダンスやゲームなども楽しみました。また勤労青少年ホームで、ホーム利用者協議会の皆さんの歓待を受けた後、朝6時にはゴールの市民会館へ到着しました。



対空標識

東北横断自動車道設計のため空撮を実施
日本道路公団新潟調査事務所では、東北横断自動車道の道路設計に必要な地形図を作

成するため、安田、新潟間の空中写真撮影を行います。五月上旬までに上の図に示した地点に対空標識を設置し、五月初旬から中旬に撮影します。なお対空標識は、上の図の

▽見舞金支払い金額

(このうち死亡件数は一件)
ゴールデンウィーク交通事故防止運動

自動車やバイクの計画されている人も多いかと思えます。しかし、この時期には毎年、交通事故が多発しています。自動車やバイクを運転するときは、交通安全三原則(無理しない、とばさない、わき見しない)意識を心にため、安全運転に努めましょう。

また五月六日まで「ゴール

デンウィークの交通事故防止運動

運動が行われます。運動の重点は①安全運転の励行 ②シートベルト・ヘルメット着用 ③相互に注意し、事故を防止しましょう。

急ぐ心に事故が待つシートベルトにヘルメットを付けて安心かつ安全に運転しましょう。

愛の一声運動

今年も継続

「愛の一声運動」が、今年も継続して行われます。家庭で、職場で、また地域で、街頭で声をかけ合い、交通事故防止を図りましょう。

家庭では、毎月十日は「交通安全家庭の日」です。交通安全について話し合う習慣をつくりましょう。

職場では、社員に対して安全運転を呼びかけましょう。地域では、会議、会合などあらゆる機会を利用して交通安全を呼びかけましょう。

街頭では、交通弱者に手をかけてあげたり、また危険な歩き方や自転車の乗り方をしている人に、「あぶないですよ」と一声かけましょう。

お買物、ご用命は市内で

スポーツ用品全般・体育施設工事

スポーツショップ あへ

新津市本町4丁目1～23
電話 02502(4)8543 夜間(自宅)(4)0295

らくらくクレジット3～20回払い!!

写真のよきパートナー



コダカラ

新津市本町2丁目 ☎2-0583

＜エ イ ゼ ン＞

住まいの修理専門

小さな事でもお気軽にご相談ください。
(塗装・板金・左官・その他の工事もやっております)
住宅管理維持サービス

くまくら

☎4-5994 (夜間兼用)

新津市普道町1丁目3-30

お買物、ご用命は市内で

慶弔用生花、生け花材料は

(株)川名花店へ

本町3丁目 ☎3-1187(代)

真心を花にたくして贈る店

